

葛巻町農業委員会  
第14回総会議事録

1 日 時 令和元年8月23日(金) 午後1時30分から午後1時56分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進                    ② 門 場 政 一                    ④ 藤 岡 俊 策

⑤ 川 崎 美由起                ⑥ 久 保 淳                    ⑦ 落 宰 勝

⑧ 星 野 順 子                ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

③ 藤 森 康 隆

6 議事録署名委員

⑤ 川 崎 美由起                ⑥ 久 保 淳

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長)        上 山 洋 子 (総務係長)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第14回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしくお願いいたします。

会 長

〔あいさつ〕

皆様、大変ご苦勞様です。やっと待望の雨も降りまして、デントコーンもかなり赤くな  
ったり枯れ始めました。皆様もほっとしているところではないでしょうか。

昨年8月に皆様が就任してから約1年が経ちました。これでだいたい1年のスケジュール  
というのが分かったかと思ひます。今後もスケジュールの調整をしていただきながら、  
できるだけ色々な行事に参加していただければと思ひます。よろしくお願いいた  
します。

それから、今月29日から県外研修に行つてきます。だんだん人数も減つてきま  
して、委員8名と事務局ということで、ちょっと過半数を割つてしまいましたけれど、  
長野県に行つて参ります。留守中よろしくお願ひします。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第14回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、3番藤森委員から欠席の申し出がありましたのでお知らせいたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、5番川崎委員、6番久保委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長と上山係長を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長

《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長

【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
7月31日(水)	地域農業マスタープラン話し合いコーディネート手法研修会 (盛岡市 エスポワールいわて)	事務局長
8月7日(水)	令和元年度農業者年金加入促進特別研修会 (盛岡市 岩手教育会館)	総務係長
19日(月)	現地確認調査 (町 内)	藤森委員、南坂委員 事務局2名

議 長

以上でございます。

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

**《日程第4》**

議 長

次に日程第4「議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

この議案の利用権設定の13番の案件は、2番門場会長職務代理者が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議案説明前に退席をお願いいたします。

それでは、所有権移転の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長  
事務局長

事務局長。

議案書は1ページをご覧ください。

所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

●●第●地割字●●の畑1筆851㎡は、先月の総会において●●●の●●●●●●さんから公益社団法人岩手県農業公社に所有権移転し、●●●地区の●●●●●●さんが売り渡しを受けるもので、売買価格及び移転の時期などは記載のとおりです。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件について、原案のとおり決定いたします。

次に「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定の1番から12番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長  
事務局長

事務局長。

議案書は2ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画についての利用権設定に係る案件について、ご説明いたします。

まず1番の案件は、●●第●地割字●●●の畑1筆1,156㎡と●●第●地割字●●の畑1筆1,598㎡合わせて2筆2,754㎡ですが、●●●地区の●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に2番の案件でございます。●●第●地割字●●の田1筆4,849㎡ですが、●●●地区の●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に3番の案件でございます。●●第●地割字●●●の畑1筆 2,299㎡ですが、●●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

3ページをご覧ください。4番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆 1,055㎡ですが、●●●●●の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に5番の案件でございます。●●第●地割字●●の畑1筆 1,102㎡ですが、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に6番の案件でございます。●●第●地割字●●の畑1筆 1,389㎡ですが、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

4ページをご覧ください。7番の案件は、●●第●地割字●●●の畑1筆 6,235㎡ですが、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に8番の案件でございます。●●第●地割字●●の畑1筆 4,807㎡ですが、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に9番の案件でございます。●●第●地割字●●●の畑 4,092㎡と江川第14地割字小苗代の畑 3,326㎡ 合わせて2筆 7,418㎡ですが、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

5ページをご覧ください。10番の案件でございます。●●第●地割字●●の畑 2,128㎡と、●●第●地割字●●の畑 8,237㎡、●●第●地割字●●●の田 1,955㎡、●●第●地割字●●●の田 2,000㎡、●●第●地割字●●●の 1,000㎡、●●第●地割字●●●の田 217㎡、合わせて6筆 15,537㎡は、相続人代表の●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に11番の案件でございます。●●第●地割字●●●●の田 257㎡、●●第●地割字●●●●の田 69㎡、●●第●地割字●●●●の 4,160㎡、●●第●地割字●●●●のの田 275㎡、合わせて4筆 4,761㎡は、●●●●●の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議案書は6ページをご覧ください。12番の案件は、●●第●地割字●●の畑 3,473㎡と●●第●地割字●●の畑 5,036㎡ 合わせて2筆 8,509㎡ですが、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【4番藤岡委員 挙手】

議長

藤岡委員。

4番

はい。この●●●●●さんが借り受けする9筆の土地の配置はどうなっていますか。続けて使えるような農地なのか、ぽつぽつと借りるものなのか教えてください。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。図面についてはこちらに持ってきていなかったもので、後ほどご確認いただければと思いますが、自己所有地に隣接した農地を今回借り受けするものになります。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

議長 【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち利用権設定の1番から12番の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議長 【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定の1番から12番の案件について、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、利用権設定の13番の審議に入りますので、2番門場会長職務代理者は退席をお願いいたします。

議長 【2番 門場会長職務代理者 退室】

議長 それでは、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち利用権設定の13番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

議長 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

議長 議案書は6ページをご覧ください。13番の案件は、●●第●地割字●●の畑 1,878㎡、●●第●地割字●●の田1,151㎡、●●第●地割字●●の田 2,048㎡、合わせて3筆 5,077㎡は、●●地区の●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

議長 これより質疑に入ります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定の13番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち利用権設定の13番の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議長 【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定13番の案件について、原案のとおり決定いたします。

議長 門場会長職務代理者は入室してください。

議長 【2番 門場会長職務代理者 入室】

議長 《日程第5》

議長 次に日程第5「報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

議長 事務局より報告事項の説明を求めます。

議長 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

議長 議案書は7ページをご覧ください。

